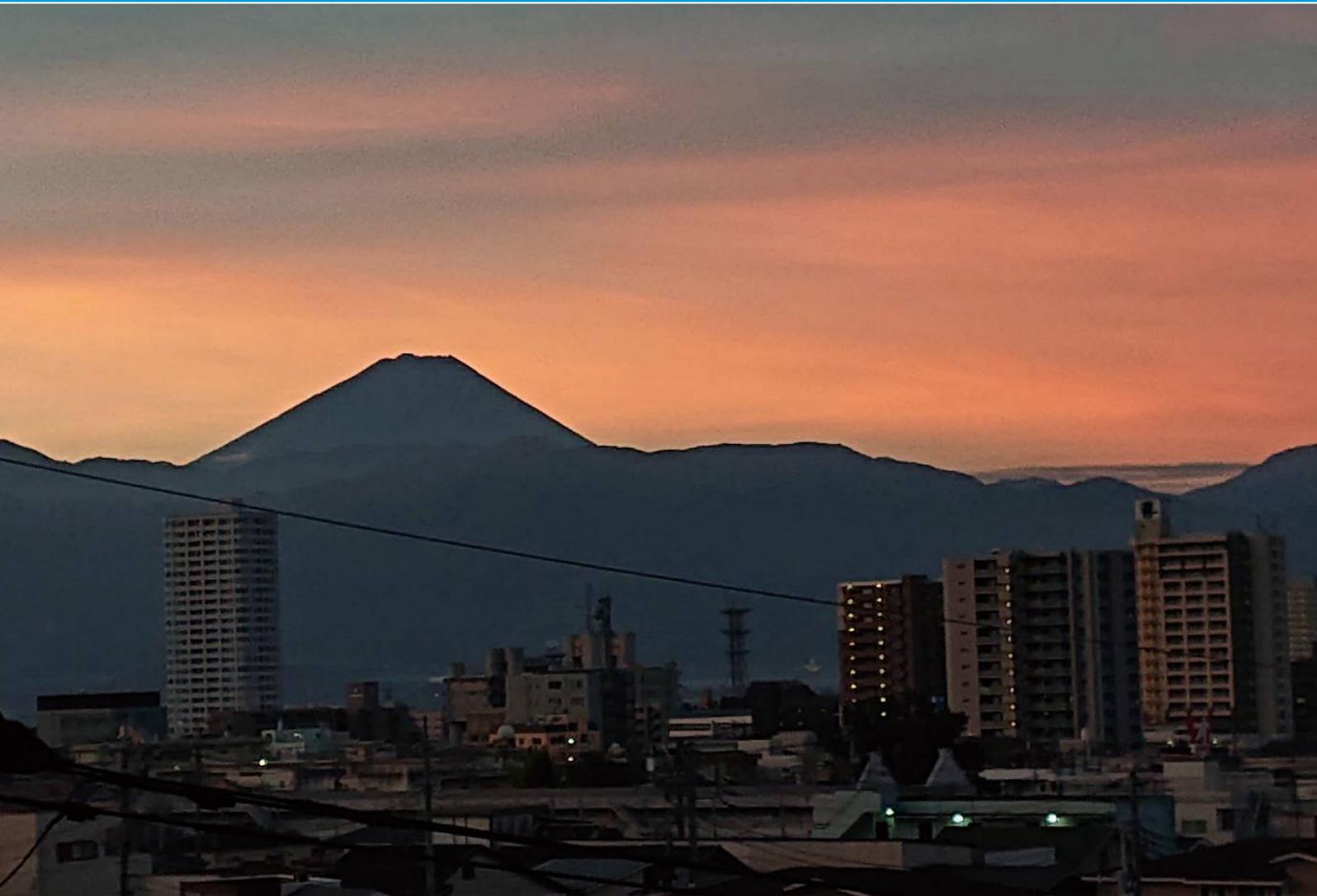


Higashimurayama 向日葵

令和4年
第284号

公益社団法人
東村山法人会
会報誌

公益社団法人 東村山法人会 www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp



【甲府からの朝焼けの富士山】写真提供 山口麻利

主な内容

ちょっと知りたい税理士column……………	2-3	決算書・法人税申告書作成講座実施報告／オンライン消費税
税務署だより……………	4-5	インボイス制度実施報告／今だからこそ聞きたい業種別イン
令和5年度税制改正に関する提言……………	6-7	ボイス制度の影響とその対策実施報告／決算法人説明会…
社労士コラム……………	8-9	租税教室講師養成研修参加報告／オンライン年末調整・法定調書講
法人会全国大会参加報告／全国青年の集い参加		座実施報告／年末調整実務研修会実施報告／税務教室実施報告…
報告／出前授業実施報告……………	10	法人会入会案内／新入会員紹介コーナー……………
わかりやすい事業承継／税金クイズ実施報告…	11	人人……………
地域の名所／地域のイベント情報……………	12	納税表彰受彰者等紹介／福利厚生制度受託会社コーナー…
会社紹介……………	13	【実施報告】会員増強決起大会／国内研修／女性部会交流会…
新春講演会・賀詞交歓会のご案内／インボイス制度		各支部研修会実施報告……………
説明会のご案内／立川都税事務所からのお知らせ…	14	50周年記念スローガン募集について／2月健診案内…
【ご案内】法人会セミナー／事業承継個別相談会／Tax・eLTAX講習会…	15	レシピ／法人会行事のご案内……………
		24

前編の要旨をまとめる。

税金がどうしても払えないときは、換価の猶予制度の利用を検討してみる。

換価の猶予申請は決して簡単な手続きではないので、的確な事前の打ち合わせや、素早い書類のとりまとめが必要となる。

換価の猶予が認められた時と、そうでないときは、延滞税率に大きな差があるのでなるべく本来の納期限前の申請が望ましい。

こう聞くと、「ふーん。そうなんだ。でもうちは関係ないな。」と思うかもしれない。しかし、借入が簡単にできたこの10年間とこれからの10年が同じとは限らない。資金が今は潤沢にあっても突然の経済変動で想定外の事象が起きる可能性もゼロではない。

だから頭の片隅にそういうものがあるのだと覚えておくだけでいいと思う。

ところでこの換価の猶予の申請に対する税務署の対応はどうかを、お話ししたい。これは、私、税理士下田壮一が感じた私見であるので参考まで聞いてほしい。

税務署の対応は非常に協力的である。換価の猶予申請書一式の作成を私が慣れていないことが税務署もわかるのか、(恥)申請書の提出後、徴収部門から電話がかかってくる事もある。(私の力量不足でもあります。)

問い合わせ内容は、例えば前編でも述べたが、決算後申請日までの通帳データの写しの提出要請や、記入数値の計算過程の確認などだ。だがそこにはなんとか通してやろうとい

う空気が感じられるような気がする。

税理士が関与していない法人でも、社長や経理部門が、申請書の記載例を見て、税務署に教えてもらいながら、やってやれないことはないと思う。

申請書にはどのように納付するか1年以内の返済計画も記入する。税務署からすると、建前は1年以内に回収できる税金債権であり管理はできている税金債権とも言えなくもない。なので、通常の延滞税金ではないということで、許可後は、催告書も来ないし税務署からの督促電話もない(と思う)。「未納国税の納付について」という文書や、期限近くなるとその旨の通知は来るようだ。ここまでは、紳士的である。

ところが、新たな税金延滞が発生すると話は別である。換価の猶予許可通知書の裏面にもその旨が記してある。平たく言うと許可を取り消すということである。なので、税理士は換価の猶予の許可期間は常に緊張状態だ。2ヶ月先の、発生予定の国税を、常に払えるよう会社経営者に伝えておかなければならない。

前編では2021年4月決算法人を例にその申請スケジュール例を説明した。それでは、それから月日が過ぎ今は2022年4月末とする。今期の4月決算の消費税はなんとか払えても、前期の猶予中の消費税は払えそうにもないとすると、どうなるのか？

答えは「猶予期間延長申請書を提出する」となる。





国税庁ホームページ「猶予期間の延長ができる場合」(事務運営方針)より引用開始

猶予期間の延長をすることができるのは、納税者に猶予期間の延長の事由がある場合であって、通常の納税の猶予、一定期間後に税額が確定した場合の納税の猶予及び申請による換価の猶予については、納税者から猶予期間延長の申請書が提出されているときである。

引用終わり

簡単にいうと、「どうしても払いきれなかったら、事由を記して延長申請書を提出して下さい。ただし許可する、しないは税務署長の裁量次第ですよ。」ということだろう。

その提出時期についてもホームページに記載がある。

引用開始

なお、申請書については、既に猶予を受けている期間内に提出されるよう、延長を要すると見込まれる者に対しては申請書及び添付書類を作成するのに通常要すると認められる期間(おおむね1月程度)を見込んで、申請書の提出を指導する。

引用終わり

なお、換価の猶予の要件の一つに

「原則として、換価の猶予の申請に係る国税の額に相当する担保の提供があること。」とある。猶予を申請する法人には、そのような資産がない場合がほとんどであると思う。その場合は、申請書の担保の有無欄の無に

チェックをし、「提供できる担保の種類に該当する財産を所有していないため」と記入すればよい。

この3年間の中小企業に対するコロナ禍による影響は非常に大きかった。負債が膨らみ資金繰りにあえぐ企業は増える一方である。国策による資金繰り対策も限界がある。換価の猶予申請は時間稼ぎにしかならないかもしれないが、その申請数は今後増えていくのではないかと感じる。我々税理士は、企業の資金繰りも考えつつ納税義務も視野に入れなければならない難しい立ち位置にいることを日々実感する。



Profile 下田 壮一

小平市小川駅西口そばで
税理士事務所経営

平成12年税理士試験合格
同16年1月独立。30歳まで
信金職員。57歳。

小平市等で税務相談年間
10日以上、法人会の決算

法人説明会等で毎年、講師を務める。

経営革新等支援機関(同31年更新)、支援
金等事前確認機関登録。



■事務所所在地

小平市小川西町4-17-21 下田ビル5階

■TEL 042-341-1964

■E-mail souiti@msi.biglobe.ne.jp

税務署だより

インボイス制度説明会のご案内

- 令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録申請は、原則として令和5年3月31日までにを行う必要があります。
- 現在免税事業者の方も、インボイス発行事業者の登録を受けるかご検討されている方は、インボイス制度の説明会を次の日程で開催していますので、ぜひ、ご参加ください。

制度の詳細はこちら



① インボイス説明会 ～消費税の基本的な仕組みから知りたい方向け～

日 時	開催場所など
令和5年1月19日(木) 9時30分～10時30分 14時00分～15時30分	東村山法人会館3階会議室(東村山市本町1-23-6) 20名定員
令和5年1月26日(木) 9時30分～10時30分 14時00分～15時30分	東村山法人会館3階会議室(東村山市本町1-23-6) 20名定員
令和5年2月9日(木) 9時30分～10時30分 14時00分～15時30分	東村山法人会館3階会議室(東村山市本町1-23-6) 20名定員
令和5年2月22日(水) 9時30分～10時30分 14時00分～15時30分	東村山法人会館3階会議室(東村山市本町1-23-6) 20名定員
令和5年3月6日(月) 9時30分～10時30分 14時00分～15時30分	東村山法人会館3階会議室(東村山市本町1-23-6) 20名定員
令和5年3月16日(木) 9時30分～10時30分 14時00分～15時30分	東村山法人会館3階会議室(東村山市本町1-23-6) 20名定員
令和5年3月22日(水) 9時30分～10時30分 14時00分～15時30分	東村山法人会館3階会議室(東村山市本町1-23-6) 20名定員
令和5年3月27日(月) 9時30分～10時30分 14時00分～15時30分	東村山法人会館3階会議室(東村山市本町1-23-6) 20名定員

※ ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

② 説明会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、**事前予約制とさせていただきますので、事前に次の連絡先まで申込みをお願いします。**

**【連絡先】東村山税務署 042-394-6811(代表) ※自動音声にしたがって、「2」を選択
法人課税第1部門 内線312～315**

- ※ なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ※ また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- マスクの着用をお願いします。

東村山税務署の申告書作成会場について

～混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場	所在地	時間
1月23日(月) ～3月15日(水) ※土、日及び祝日を除きます。(注)	東村山税務署	東村山市本町 1-20-22	【受付】 8:30～16:00 ※入場整理券の配付状況に応じて、 受付を早く締め切る場合があります。 【相談】 9:00～17:00

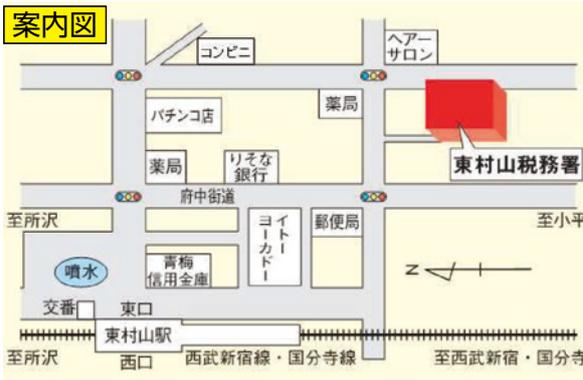
(注)ただし、2月19日及び2月26日の日曜日は開場します。

オンラインで事前発行

LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。



友だち追加はこちらから！



- 申告書作成会場の混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券は、「LINE」による事前発行で入手した方を優先し、残りについて当日会場で配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来署をお勧めします。
- 還付申告をされる方は、上記開設期間(1月23日)の前でも相談を受け付けております。
- 1月から4月下旬までの間、税務署には庁舎外も含め駐車スペースはありません。

会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いします。

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。



登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!

スマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度
特設サイト



法人会の「令和5年度税制改正に関する提言」まとまる

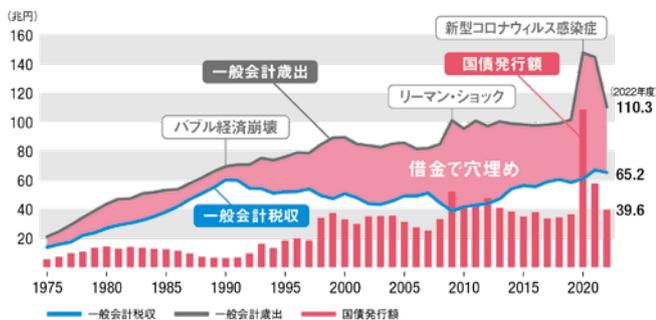
少子高齢化、人口減少、1,000兆円の国債。将来世代に先送りせず、財政の健全化を！

中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人 全国法人会総連合(略称:全法連)」は、9月22日開催の理事会において「令和5年度税制改正に関する提言」を決議しました。コロナ禍は最悪期を脱し、我が国も“ウィズコロナ”と呼ばれる共生の段階に入ったとされます。しかし、業種によってはその後遺症で破綻に追い込まれる企業も多くあります。特に地域経済と雇用を担っている中小企業は経営基盤が弱いことから、我が国経済の土台が揺らがないよう税財政や金融面から実効性ある対策を求めています。また、我が国財政は先進国の中で突出して悪化していたところに100兆円近くともいわれる莫大なコロナ対策費が加わり、国債発行残高はついに1,000兆円の台を突破しました。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務です。その他、持続可能な社会保障制度の構築、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進等も求めています。今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体等に対して提言活動を行って参ります。



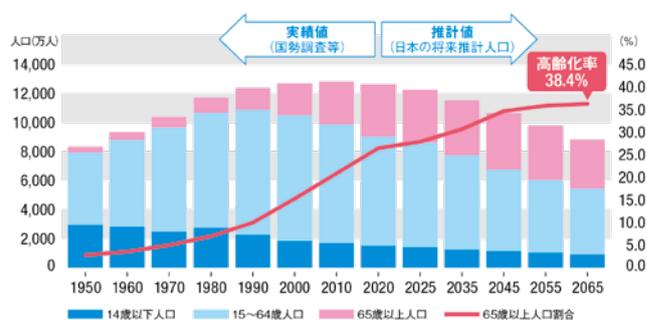
公益財団法人 全国法人会総連合
会長 小林 栄三
伊藤忠商事(株)名譽理事

1. 一般会計税収、歳出総額及び国債発行額の推移



1. (注1)令和3年度までは決算、令和4年度は補正後予算による。(注2)公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債を除いている。

2. 高齢化の推移と将来推計



2. (出所)棒グラフと実線の高齢化率については、2020年までは総務省「国勢調査」、2021年は総務省「人口推計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

※グラフは政府公表資料から引用。

令和5年度税制改正に関する提言(概要)

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

● 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行する。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

● 社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。また、社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。

3.行政改革の徹底

●地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要であり、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行する。

4.マイナンバー制度

●マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

II 経済活性化と中小企業対策

1.中小企業の活性化に資する税制措置

●中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。等

2.事業承継税制の拡充

●中我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

3.消費税関係

●消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、

かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休廃業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。
- (2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者混乱が生じないように制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。等

III 地方のあり方

●今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。コロナ禍はまた、東京一極集中のリスクも浮き彫りにし、テレワークの拡大等により地方への転出が増加する傾向も見られた。しかし、その規模は極めて小さく地方活性化の原動力にはなり得ない。やはり、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>



本年4月1日施行 パワハラ防止法への

1 パワハラ防止法における中小企業の事業主が行うべき措置として、特に次の4項目が重要とされています。

- 1 パワハラ禁止のトップの強い方針を表明し、合わせて定期的研修等を通して全役員・全社員への周知(ポスター、メール活用等)を徹底します。
- 2 社内相談窓口を設置して周知し、迅速かつ適切な対応を実施できる体制作りと運用を行います。
- 3 相談案件には迅速かつ的確に対応し、相談者への配慮や行為者への処分も適正に行います。
- 4 相談者、行為者のプライバシーの保護を遵守し、相談したことに対する不利益な取り扱いはされないことの周知と再発防止に取り組めます。

2 上記措置の中でもっとも重要となるのは②の相談窓口の設置と運用と考えられています。2022年2月にあるシステム会社が、パワハラ防止策実施中の中小企業(従業員数100~500名)の人事担当者308名へ行った調査結果が下図です。

Q パワハラ防止策の課題は何か? (複数回答あり)



3 社内窓口が相談内容を十分に検証し、その問題のポイントを把握して解決可能な社内部署または社外専門家につなぐこと、またはその解決の糸口を相談者にアドバイスすること、すなわち、相談者の相談したい問題の本当の核心はどこにあるかを寄添って見極めることが非常に重要です。

4 以下はある調査での相談内容の内訳です。

- 第1位 23.7%(その他) ……とにかく話を聴いてほしい、交通事故等
- 第2位 21.5%(職場、仕事) ……人間関係、退職者対応、人事評価
- 第3位 19.1%(健康、精神) ……不眠、うつ、呼吸困難、仕事との両立
- 第4位 16.2%(家庭) ……親の介護、離婚、子どもの不登校

5 ④のような様々な相談に応じるには職業経験豊富な精神科医、そして産業カウンセラー、キャリアコンサルタント、プロコーチのような医療職でない専門家が対応する外部相談窓口との連携が必要です。そこで次ページに「なんでも相談窓口」というサポートシステムをご案内申し上げます。

筆者紹介

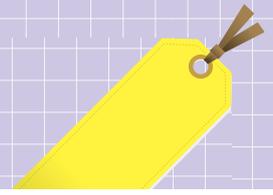
石津 雄美 (いしづ たかよし)

2022年12月1日現在

石津社労士事務所 所長 (特定社会保険労務士、東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属)
オールフォーオール 代表 (経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所市民相談担当、
ワンストップソリューションサービスチーム=NCVPJ主宰)
一般社団法人ウェルフルジャパン (WFJ) 会員



会社対応について



2022年4月労働施策総合推進法改正で中小企業でも法令義務化で対応必至

パワハラ防止対策義務化の必須アイテム！

外部専門家直通ダイヤル なんでも相談窓口

【利用実績】
[会員企業数] 約2,000企業・団体（2020年4月現在）
[利用会員数] 約150万人

本サービスは一般社団法人ウエルフルジャパンが社会保険労務士事務所を通じて提供し、サービス運営は株式会社セーフティネットが行っています

従業員だけでなくご家族もご利用可能

携帯電話からも使えるフリーダイヤル

ダイレクトにカウンセラーにつながる（予約不要）

対面カウンセリングも可能（要予約）

匿名で相談できる（ただし、弁護士・税理士への相談ではお名前が必要）

英・中・韓・ベトナム・タイ・インドネシア語対応（3者通訳）



相談者
（従業員・ご家族）

仕事 健康 子育て 人間関係
介護 借金 教育 ハラスメント

相談料・通話料一切無料
フリーダイヤルで何でも相談
匿名で相談できるので
プライバシーは保護されます



専門家
各種カウンセラー資格・経験あり

その他、法律、税務、相続など幅広く対応しています。法律・税務相談はおひとり様合わせて1回/年までご利用いただけます

【オプションサービス】

毎月の相談件数実績報告書のご提供も可能です。（別料金）※プライバシー保護の為に「相談項目」と「件数」のご報告となります

なんでも相談窓口 ご利用者カード

仕事 健康 介護

フリーダイヤル（携帯からもOK）
0120-○○○○-○○○○

なんでもお気軽に！お電話で！
匿名で相談できるのでプライバシーは保護されます！

※専門のカウンセラーがお悩み解決をお手伝いいたします。
※お電話の際には「所属会社名」と「メールアドレス（ステーション会員）」であることをお伝え下さい。

＜相談時間＞
平日：10時～21時 土曜日：10時～18時
＜法律・税務・相続に関する御相談＞
平日：10時～20時 土曜日：10時～18時

＜相談時間＞

平日：10時～21時 土曜日：10時～18時

＜法律・税務・相続に関する御相談＞

※弁護士、税理士相談は匿名不可、お名前が必要です。

平日：10時～20時 土曜日：10時～18時

税別 月額 10,000円～
ご利用人数制限なし！

←リリースキャンペーンとして、「なんでも相談窓口ご利用者カード」（クレジットカード大）
を無料でご提供しています。（カード無料提供は、500枚/社となります）

社外相談窓口の決め手「なんでも相談窓口」につきまして、お問い合わせ・お申し込みは、
法人会事務局（☎042-394-7654）までお気軽にご連絡ください。

本サービスのご紹介動画は右のQRコードからどうぞ。



略歴

■昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任

■保有資格 年金アドバイザー3級（銀行業務検定）、社会保険労務士（平成10年11月）

■平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格一特定社労士資格取得

■平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得（全国社会保険労務士連合会）

事務所

■所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43

■TEL 090-1738-7991

■e-FAX 03-4496-5373

■e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp

■HP https://soh.sci-kokubunji.jp/ishizu

報告

法人会全国大会 参加報告

令和4年10月13日(木)千葉県幕張メッセで開催された第38回法人会全国大会に村野会長と塩月税制・社会貢献委員長が出席しました。会員を参集しての全国大会は3年振りの開催となり、坂田国税庁長官や熊谷千葉県知事等のご来賓と全国408会から約1600名の会員が参加して盛大に行われました。第1部ではキャスターとして活躍されている安藤優子氏により「女性がテレビで働くということ」と題した記念講演が行われ、ご自身がテレビで働くようになった経緯や国会議員等との取材時の反省や教訓をユーモアたっぷりに語っていただきました。特に、性や人種等の差は違いであって、それは問題ではない。インタビューにおいては、相手の話をしっかり聞くことが大事とのお話は、大変ためになりました。続いて第2部式典においては、会員増強等で成果を上げた単位会の表彰、令和5年度の税制改正提言、青年部会による租税教育報告、大会宣言等が行われ、第3部では、新型コロナウイルスに配慮した着座形式での懇親会が行われ、全国の会員と交流を深めるとともに、千葉県産の食材を美味しくいただきました。来年度の全国大会は、群馬県で令和5年10月18日(水)に開催されるため、群馬県の法人会の皆さんから多くの会員に参加して欲しいとの声をいただきましたので、国内研修事業と合わせて企画いたします。多くの会員の皆様の参加をお待ちしております。



村野会長 塩月税制・社会貢献委員長



第1部記念講演会



小林全法連会長の挨拶

報告

全国青年の集い 参加報告

令和4年11月24日(木)～25日(金)、「ゆいまーる 未来をまもり、拓く」の大会スローガンのもと、第36回法人会全国青年の集い「沖縄大会」が開催され、田中部会長以下19名が参加しました。

24日(木)、田中青年部会長は沖縄アリーナにて開催された「租税教育活動プレゼンテーション・健康経営大賞」の後、沖縄市体育館にて部会長ウェルカムパーティーに参加され、全国各地の青年部会長と情報交換を行いました。

25日(金)は、沖縄アリーナにて記念講演が行われ、吉村健佑氏(千葉大学医学部付属病院 特任教授・産業医)による演題『財政健全化につながる!健康経営の実装と実践』を聴講しました。

引き続き、「大会式典」が開催され、青年部会の柱である租税教育活動と部会員増強並びに財政健全化のための健康経営プロジェクトについて、一年間の取り組みと成果についての表彰式が行われました。

また、青年の集いに合わせて開催された青年部会沖縄視察研修会では、首里城や平和祈念公園にて見学を行いました。



沖縄アリーナにて



首里城にて

記 副部会長 水谷正樹

報告

青年部会出前授業 実施報告

10月7日(金)西東京市立東伏見小学校において租税教室(出前授業)を開催しました。最初に田中青年部会長より挨拶を行い授業を開始しました。6年1組の先生役に下平幹事、司会役には中野副部会長、2組の先生役に山田幹事、司会役には粕谷幹事が担当しました。その後、生徒に税金の無い国を想定した租税教育用アニメ「マリンとヤマトの不思議な日曜日」を見てもらい、そのアニメを題材にしたクイズ5問を交え、授業を行いました。

児童の感想

税金がないとゴミだらけになったり、いろいろな消火活動、警察署、医療費などが普通の何倍の値段になって払わなければならなくなるから、税金は大切だと思ったし、社会の一員として税金を払おうと思いました。

今の道路は皆、無料で渡っているけど、道路にお金を払ったり、ひとつひとつの物に所有権を持っているのは少し不便だと思った。



田中青年部会長(左)



中野副部会長(左)
下平幹事(右)



山田幹事(左) 粕谷幹事(右)

第11回

わかりやすい 事業承継



東村山法人会・会員の皆様こんにちは。中小企業診断士の上甲覚と申します

東村山法人会様には、毎月実施している事業承継に関する無料相談会の相談員や、不定期開催のセミナー講師としてお世話になっております。

最近めっきり寒くなってきました。昨今は10月まで夏のような暑さが続いたと思ったら、11月に入ってからは、秋を飛び越して急に冬のような寒さが到来したりと、四季の概念があやふやなことが多いように思います。これも地球温暖化の影響でしょうか？皆様気温の急激な変化には十分お気を付けてください。

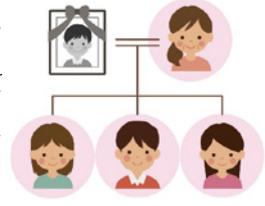
さて今回は、事業承継税制を適用するための「3つの要件」の中で、2つ目の要件「**後継者要件(前回は贈与の場合)**」についてみてきました。

今回は、**相続の場合の後継者要件**についてみてみましょう。

後継者の要件は下記の5つです。

- 1 相続開始後**5ヶ月目**の日までには代表者に就任していること
- 2 **相続の直前に役員**であったこと(先代経営者(被相続人)が70歳未満で死亡した場合又は相続発生前に確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている場合を除く)
- 3 相続開始日以降、後継者と後継者の同族関係者と合わせて**議決権の過半数**を保有していること
- 4 特例承継計画に記載された後継者であること(特例のみ)
- 5 後継者の有する議決権数が、次のイ又はロに該当すること(特例措置の場合)
 - イ) 後継者が1人の場合
相続開始日以降、同族関係者の中で筆頭株主であること
 - ロ) 後継者が2人又は3人の場合
相続開始日以降、各後継者が10%以上の議決権を有し、かつ後継者2人の場合は同族関係者上位2位以内、後継者3人の場合は、3位以内であること

①と②については、贈与時と大きく異なります。まず、①ですが、贈与の場合には、時系列で言うと、必ず後継者が代表権を取得した後に株を贈与することが要件となります。しかし相続の場合、相続開始後**5ヶ月以内**に後継者が代表に就任すれば足ります。同様に②をみてみると、贈与の場合、**贈与の時から遡って、3年以上役員として登記**している必要がありました。相続では**相続時に役員**でさえあればとありますので、贈与の場合に必要な、「3年」の要件はありません。



これは、計画的に実行出来る「贈与」の場合と異なり、事故や突然死等、「相続」の場合、事前に準備できない予測不能な事由が考えられるため、上記のような「宥恕規定」が設けられているのです。

合わせて、贈与時、後継者は贈与時**18歳以上**でなければならぬという年齢規定も相続の場合ではありません。

残りの③、④、⑤については、基本的に贈与の場合と異なることはありません。但し、前回も触れましたが、後継者が複数(2人もしくは3人)いる場合は要注意です。相続の場合も、後継者は全員役員であり、且つ、相続発生後5ヶ月以内の代表取締役就任要件は変わりません。また、相続が発生すると、思っている以上に時間が足りません。「5ヶ月あるから大丈夫」だと油断していると、バタバタしているうちに気がついたら期限を過ぎていたということにもなりかねません。出来れば先代の元氣なうちに、計画的な事業承継を進めていくことをお勧めいたします。

プロフィール

執筆：中小企業診断士 **上甲 覚**

立命館大学大学院 政策科学研究科 修了。経済産業省外郭団体で、チームリーダーとして補助金申請者への指導・助言及び組織管理業務に携わる。近年は、事業承継全般(経営承継円滑化法を活用した親族内・親族外承継。M&Aを活用した第三者承継)業務を幅広くカバーし、中小企業をサポートしている。税理士会・税理士協同組合や法人会等を中心に講演多数。



事務所

株式会社 国土工営(認定経営革新等支援機関)
〒162-0814 東京都新宿区新小川町6番36号S&Sビル2階
TEL ▶ 03-5227-3601 / FAX ▶ 03-5227-3604
E-mail ▶ joko@kokudokouei.co.jp
http://www.kokudokouei.co.jp/



税金クイズ実施報告 (令和4年度)

小平市産業まつりの法人会ブース及び清瀬市清瀬駅北口西友付近において、税金クイズを実施しました。ご協力頂きました税金クイズ集計結果をご紹介します。

問題	選択肢	小平ブロック 実施日: 11月 9日		清瀬支部 実施日: 10月20日	
問題1 あなたは東村山法人会を	A. 知っている	216	48.5%	34	33.3%
	B. 知らない	229	51.5%	68	66.7%
	回答数合計	445		102	
問題2 東村山税務署管内にはいくつの市があるでしょうか?	A. 1市	30	7.0%	6	6.0%
	B. 5市	375	87.6%	86	86.0%
	C. 6市	23	5.4%	8	8.0%
	回答数合計	428		100	
問題3 税金の使い道で1番多いのはどれでしょうか?	A. 国債費	71	16.1%	15	15.0%
	B. 地方交付税交付金	69	15.7%	21	21.0%
	C. 社会保障関係費	300	68.2%	64	64.0%
	回答数合計	440		100	
問題4 1年間の区市町村のゴミ処理費用は国民一人当たりいくら位でしょうか?	A. 約6千円	32	7.2%	5	5.2%
	B. 約1万8千円	344	77.7%	75	77.3%
	C. 約8万6千円	67	15.1%	17	17.5%
	回答数合計	443		97	
問題5 世界には色々な税がありますが、実際にない税はどれでしょうか?	A. ソーダ税	133	30.0%	15	15.5%
	B. ポテトチップ税	35	7.9%	21	21.6%
	C. ソーセージ税	276	62.2%	61	62.9%
	回答数合計	444		97	
問題6 令和5年10月から始まる消費税のインボイス制度に対応するには、いつまでに申請が必要でしょうか?	A. R5. 3末	343	79.0%	84	87.5%
	B. R5. 10末	75	17.3%	9	9.4%
	C. R6. 3末	16	3.7%	3	3.1%
	回答数合計	434		96	

	小平ブロック	清瀬支部
性別		
男	114 29.8%	16 17.6%
女	269 70.2%	75 82.4%
回答数合計	383	91
年代		
10代	16 3.7%	0 0.0%
20代	9 2.1%	0 0.0%
30代	47 10.8%	1 1.0%
40代	54 12.4%	7 7.2%
50代	59 13.5%	13 13.4%
60歳以上	251 57.6%	76 78.4%
回答数合計	436	97



清瀬

- ▲ 11月4日(金)清瀬駅前
- ▼ 参加した清瀬の会員



- 正解は
問題1: 該当するところ
問題2: B (5市)
問題3: C (社会保障関係費)
問題4: B (約1万8千円)
問題5: C (ソーセージ税)
問題6: A (R5.3末)

は正解数と正解率



▲ 11月12日(土) 小平市役所立駐車場



▲ 参加した小平の会員と税務署幹部の皆様



地域の名所

したのや いせき

国史跡 下野谷遺跡

西東京市の西武新宿線東伏見駅南口より、歩いて7分程の場所に下野谷遺跡があります。

今から約4,000～5,000年前の縄文時代中期に長期間、継続して営まれた大集落跡です。

戦前より縄文土器のかけらが多く見つかるなど知られていましたが、1973年より本格的な発掘調査が行われ、縄文時代の大集落の存在が明らかになり、2007年に遺跡保護のため下野谷遺跡公園として開園し、2015年には国史跡に指定されました。(西東京市教育委員会発行「下野谷遺跡」より抜粋引用)

出土品の一部や写真パネル等は西東京市郷土資料室(西東京市西原町4-5-6)に展示されています。

地元の貴重な遺跡をご覧ください。
になってはいかがでしょうか。



地域のイベント情報

西東京市

NPO市民フェスティバル

『レッツゴー 好奇心!! 見つけてっ!!』

あなたにあった市民活動』

市内で活躍しているNPOや市民活動団体の皆様が、パネル展示や動画配信などで、日頃の活動の成果を紹介します。

このフェスティバルをとおして、市民活動の新たな「楽しみ」を見つけましょう!

❁ 日時：1月21日(土)・22日(日)午前10時30分～午後4時

❁ 内容：①パネル展示

②市民活動団体紹介3分動画、パフォーマンスなどのライブ配信

❁ 場所：①フレスポひばりが丘 ※1月27日(金)まで掲示予定

②ゆめこらぼ特設ホームページ、YouTube ライブ配信

※市民活動団体紹介3分動画は1月21日(土)から3月下旬まで配信予定

問合せ先：◆市民協働推進センターゆめこらぼ ☎042-497-6950

✉yumecollabo@ktd.biglobe.ne.jp

◆協働コミュニティ課 ☎042-420-2821



会社紹介



Company introduction

有限会社 一龍

- ▶小平第2支部 組織・厚生委員 波多野 宏明
- ▶所在地 東京都小平市学園東町1-2-39
- ▶最寄 一橋学園駅(西武多摩湖線)隣
- ▶TEL:



(HP)



■会社のアピール

1名様から冠婚葬祭のお客様、団体のご宴席など、様々なお料理のご提供、仕出し弁当やテイクアウトメニューにも対応しております。

仕入は、豊洲や築地市場より全国の旬の食材を入荷し、冬はふぐや蟹料理、春は山菜夏は鱧(ハモ)やあゆ、秋は松茸やスッポン料理などを提供いたします。水槽で活きたタイ、ヒラメ、カワハギ、アジ、ふぐなどの魚を仕入、注文が入り次第その場で、さばき提供もしております。

浜名湖産の新仔うなぎは、皆様に変好評で、一年中ご提供可能でございます。各種ご対応の部屋は、1階10畳の松の間、6畳の竹の間、掘りこたつ席の梅の間は車いすで来られた方でもそのまま車いすでテーブルにつき、お食事ができます。4人掛のテーブルが6席あるテーブル

《会社概要》

- ◆名称: 有限会社 一龍
- ◆設立: 1981年10月12日
- ◆席数: 200席(最大100名までの宴会可)
- ◆営業時間: 火~土
11:30~14:00/17:00~22:30
日・祝日
11:30~14:00/17:00~21:00
※月曜祝日は営業
- ◆その他: 駐車場8台

席、つなげると24名様までの団体様でもご対応できます。

2階席は、20畳の萩の間、70畳の大広間は、着座100名様、テーブル椅子席で70名様のご宴会に対応しております。どちらも畳の間ではありませんが、テーブルと椅子をおいておりますので時間のかかるご宴会でもお客様への負担が少ないと思えます。下からせり上がる舞台を常設しておりますので、何かの会の発表会にご利用も可能です。

■社是、社風

一龍では、お客様への一期一会への場所をご提供し、地域の方々に喜んで頂ける店づくりを心がけております。

- 一龍の接客心得帖から一節、
- 一、お客様は神様、奉仕は仏心
- 一、若い人には、慈愛をもって中高年には愛嬌をもって、お客様のストレスもみほぐせ
- 一、心する今日の一人は、明日の千客萬来

■会社の歴史

一龍は戦後、間もない上野御徒町で昭和27年より焼き鳥一龍をハツが始めそれを息子娘兄弟で手伝い母、延子を中心になり切り盛りしていました。昭和42年に延子は結婚し、独立して小平市へ移り釜めし一龍をオープンいたしました。警察学校、自衛隊、日立ブリジストン、シルバー精工の工場もあり当時は人集まりのさかんなエリアで、1982年に地域に求められる業種は何か考え「割烹一龍」として業態を変えて2号店をオープンし地元のお客様を中心に「ご愛顧いただき、今年2022年は創業55年を向えます。」

■今後の事業についての抱負

コロナウイルスにより2021年の外食産業の市場規模推計値は、18兆2005億円。30・7%減で、一龍も当初は、かなりの売上減で大変でしたが、テイクアウトメニューや仕出し弁当などが好調で何とか現状を維持しております。

今後は、会席料理だけではなく低価格の親しみやすい割烹料理の業態のリニューアルを図り、新しい顧客層の獲得に繋げていく必要があると思っております。会席料理と並走していくためにも、店内の落ち着いた雰囲気を変えないよう、当店の顔となるファザード工事、メニューの開発、デリバリーの強化を図り、売上の回復を行ってまいります。これからの、10年後、20年後も小平の地域に親しまれ貢献できるような、店作りを心がけて、まいりたいです。



ご案内

新春講演会・賀詞交歓会のご案内

笑顔のもとに笑顔が集まる

講師 落語家 林家 たい平氏

- 日時 令和5年1月16日(月) 15:30~17:00
- 会場 ホテルエミシア東京立川(立川市曙町2-14-16)
- 定員 200名(一般30名)
- 参加費 無料(一般の方も無料で参加できます)



- 申込み
 - 会員の方：事前申し込みは不要ですが、席は先着順での受付・案内となります。
 - 一般(会員以外)の方は事前申し込みが必要です。先着順で受け付けます。右記QRよりお申し込み下さい。【申込み締切日：1月6日(金)】
 - ◇ 申し込みからの参加の流れ。
 - 申込み締切後、事務局より「参加当選案内」等をメールにてお送りします。
 - 当日は、「参加当選案内」を受付にご提示の上、入場ください。
 - (問合せ) 公益社団法人東村山法人会事務局 ☎042-394-7654



新春講演会に引き続き、同会場にて東村山法人会会員限定の『大福引大会』と『新入会員紹介』を開催します。(17時10分開催予定)

※東村山法人会員のみ参加できます※新型コロナウイルス感染症の国内での発生状況等によっては、参加者の健康と安全のため本講演会を中止とさせて頂く場合があります。その際は登録いただいたメール宛に連絡致します。詳細については、当会ホームページにてご確認ください。事務局(042-394-7654)にお問い合わせ下さい。

ご案内

インボイス制度説明会のご案内

無料!

- 日時 令和5年1月19日(木)
令和5年1月26日(木)
令和5年2月9日(木)
令和5年2月22日(水)
令和5年3月6日(月)
令和5年3月16日(木)
令和5年3月22日(水)
令和5年3月27日(月)
- 開催場所 いずれも 法人会館
- 定員 いずれも 各回20名
- 参加費 いずれも 無料
- お申込み方法
事前予約制とさせていただきますので、事前に次の連絡先までお申込みをお願いします。
① 東村山税務署 042-394-6811(代表)
② 自動音声に従って、「2」を選択
③ 法人課税第1部門 内線312~315
- 時間はいずれも 9時30分~10時30分/14時~15時30分
- ※ 定員に達した時点で、予約受付を終了させていただきます。

立川都税事務所からのお知らせ - 東京都主税局についてのお知らせ -

年末年始における窓口業務のご案内



年末年始における、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での事務の取扱いは次のとおりです。

	12月28日(水)	12月29日(木)~1月3日(火)	1月4日(水)
都税の納税	○	×*	○
都税の申告(申請)書の受付	○	「申告書等受箱」をご利用ください。	○
証明書等の発行	○	×	○

○：ご利用できます ×：ご利用できません

※閉庁期間でも、金融機関等の窓口、金融機関のペイジー対応のATM、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。
また、パソコン等からのクレジットカード納付、スマートフォン決済アプリ納付、インターネットバンキング・モバイルバンキングによる納付等もご活用ください。

【お問合せ先】 所管する各都税事務所等



**参加費
無料!!**

セミナー名	月日(曜日)	時間
決算法人説明会	令和5年1月10日(火)	13時～15時30分
税務教室「消費税申告書作成講座～原則課税～」	1月17日(火)	14時～16時
新設法人説明会	1月25日(水)	13時～15時45分
決算法人説明会	2月7日(火)	13時～15時30分
税務教室「消費税申告書作成講座～簡易課税～」	2月14日(火)	15時～16時
決算法人説明会	3月7日(火)	13時～15時30分
税務教室「法人税申告書作成講座」	3月14日(火)	14時～16時
新設法人説明会	3月29日(水)	13時～15時45分

※決算法人説明会・新設法人説明会はどちらの日程も同一内容です。
ご都合の良い日にお越し下さい。どなたでも参加できます!

《お問合せ》▶▶ ☎042-394-7654

※新型コロナウイルスの影響等で開催を取り止めることがあります。細部は事務局へお問い合わせ下さい。

ご案内

事業承継個別相談会のご案内

無料!

(国土工営)事業承継に関する悩みをお持ちの方は是非ご相談ください。

2018年から創設された「法人版事業承継税制」と翌2019年に創設された「個人版事業承継税制」が、多くの経営者から注目を浴び、事業承継全体が非常に注目されています。

そこで、東村山法人会では、今年も引き続きほぼ毎月一回のペースにて、事業承継について個別の相談会を実施しております。コロナ禍も勘案し、リモートも対応いたします。お気軽にご相談ください。

- 日 時 令和5年1月18日(水)
2月15日(水)
3月15日(水)
13時～16時 事前予約制(1社60分ほど)
- 相談員 (株)国土工営、中小企業診断士 上甲覚氏
- 相談料 無料

お申込みは
QRコードより
アクセス!!



ご案内

e-Tax・eLTAX講習会のご案内

無料!

- 日 時 令和5年2月13日(月) 13時30分～16時10分
- 会場 東村山法人会館
- 参加費 無料
- 定員 4名
- 学習内容
 - ▶ e-Tax講習会
 - ① e-Taxの概要
 - ② e-Taxの利用届出手続き
 - ▶ eLTAX講習会
 - ① eLTAXの概要
 - ② eLTAXの利用届出手続き

お申込みは
QRコードより
アクセス!!



報告

決算書・法人税申告書作成講座 実施報告

令和4年10月3日(月)より12月5日(月)まで法人会館において決算書・法人税申告書作成講座(全10回)を開催しました。

講師は、東京税理士会東村山支部所属税理士 篠原 幸彦氏
にお願いし、「会社の決算・申告の実務」(全国法人会総連合)、「基礎の基礎1日でマスター法人税申告書の作成」(清文社)と講師作成資料等を元に分かり易く講義し、受講者からは「今までうやむやだった知識が受講したおかげで、しっかり整理されました。」と感想を頂きました。今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため三密防止や消毒、マスク着用で開催しました。来年度も同時期に開催しますので、是非ご受講ください。



講師 篠原 幸彦 氏



研修状況

報告

オンライン消費税インボイス制度 実施報告

10月6日(木)から10月19日(水)、「オンライン!消費税インボイス制度」を開催しました。本講座は視聴期間内なら24時間自宅や会社で受講でき、コロナ禍においても安全に学習が可能のため、多くの受講者にご利用いただきました。

講師はTAC人気講師の税理士の五島 秀明氏で、本講座では消費税の知識が全くない方を対象に、「納税義務者とは?」「納税義務の免除とは?」「申告書の提出義務はある?ない?」といった基礎から、「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」の登録制度や適格請求書等の記載方法、控除要件、税額計算まで幅広く学ぶことができ、受講者からは「とても分かり易かった。今まで何となく覚えていたが、基本から学ぶことができました。」と感想を頂きました。



講師 五島 秀明 氏



オンライン画面

報告

今だからこそ聞きたい

業種別インボイス制度の影響とその対策 実施報告

11月16日(水)、法人会館において「今だからこそ聞きたい業種別インボイス制度の影響とその対策」セミナーを開催しました。講師に堀口 勝也 先生(堀口税理士事務所)をお迎えし、インボイス制度について、不動産業を営む会社向けと、建築土木業を営む会社向けの業種別に解説講義を行いました。受講者からは「講義及び教材とも分かりやすく、インボイス制度について理解できた。」と感想を頂きました。



講師 堀口 勝也 氏



研修状況

報告

決算法人説明会 実施報告

11月1日(火)東村山法人会館において、野澤英二税理士及び税務署芦村法人審理担当官を講師にお迎えし、11月に決算を迎える法人を対象に決算・申告事務の流れとポイント等に関して、説明会を行いました。全法連発行の「わかりやすい!会社の決算・申告の実務」(令和4年度版)に基づき、税理士による決算・申告事務の流れ・ポイント解説、税務署担当官による源泉所得税・消費税・税制改正・インボイスなど、また、講義終了後には税理士と税務署担当官による個別に質疑応答による対応いただき、参加者からの決算の不明な点について対応いただきました。

参加した受講者のアンケート結果は「説明会の内容はためになった」「教材・資料について適当であった」と好評を頂きました。



研修状況

報告

租税教室講師養成研修 参加報告

令和4年10月12日(水)東村山税務署において、租税教室講師養成研修が行われ、立川税務署税務広報広聴官による講演をいただきました。東村山法人会青年部会からは、佐久間幹事と、有賀部会員の2名が参加しました。

青年部会では租税教室についての、管内小学校からの要望に応じ、小学校6年生を対象に出前授業や租税・科学教室において租税教室の講師を務めています。

今回の研修では、租税教室における概要や注意点をご説明いただきました。



報告

オンライン年末調整法定調書講座 実施報告

10月27日(木)から11月9日(水)の視聴期間内ならいつでも、どこでも24時間視聴可能な「オンライン!年末調整・法定調書講座」を今年度も開催しました。今年で3回目となる本講座は自宅や会社で受講でき、コロナ禍においても安全に学習が可能のため、多くの受講者にご利用いただきました。受講者にいただいたアンケートには「新型コロナウイルス感染症対策のため、外出をためらいますのでオンライン学習ならば安心で。」と評価を頂いています。

講師は昨年同様、東京税理士会所属税理士実務の傍ら、資格の学校TACの人気講師としても活躍中の信澤 奈津美氏が担当し、年末調整の実務を初めて担当される方から経験者を対象に、書類の書き方、改正点の確認のご説明をいただきました。本セミナーでは15のテーマ(合計約360分)から受講したい科目を自由に選択でき、時間の無い方でも必要なテーマのみ学習することも可能です。



講師 信澤 奈津美氏



オンライン画面

報告

年末調整実務研修会 実施報告

11月17日(木)と18日(金)法人会館において年末調整実務研修会を開催しました。講師の東村山税務署法人課税第1部門川口法人審理担当上席と芦村法人審理担当官及び管理運営第2部門小澤上席国税徴収官より、「年末調整のしかた」と「法定調書の作成と提出のしかた」のDVDを鑑賞後、税務署が準備したテキストを使用して説明を受け、参加いただいた方々に年末調整の手順について理解していただきました。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各市での年末調整実務研修会が中止になる中、法人会主催ということで税務署から講師を派遣いただきました。また、当会では、今年度も三密防止を図り、受講者数を制限し3回(定員各回20名)に分けて実施しました。



川口法人審理担当上席



芦村法人審理担当官



小澤上席国税徴収官



研修状況

受講者の感想

- ★年末調整は毎年行うものですが、今回の研修でより理解が深まりしっかり行うことが出来そうです、ありがとうございました。
- ★e-TaxWeb版を使ってみようと思いました。

報告

税務教室 実施報告

11月8日(火)東村山法人会館において、東村山税務署芦村法人審理担当官を講師にお迎えし、税務教室「適格請求書等保存方式の概要」を開催しました。受講者からは、講師の説明が丁寧で分かり易く、決算書作成に役に立つと大変好評でした。次回は、令和5年1月17日(火)に消費税申告書作成講座～原則課税～についての教室を開催となりますが、年間を通じて開催しています。詳しくは事務局までご連絡をお願いします。講演終了後、受講者があらかじめノートに記した質問事項について、熱心に対応していただきました。



研修状況

どうすれば

経営に役立つ情報が手に入るか。
人脈をより広げられるか。

その答えは、法人会にあります。

あなたが興味のある項目をチェックしてください。

- 改正税法など最新の税の知識を身につけたい!
- 事業承継など経営に役立つ情報を知りたい!
- 新たなビジネスチャンスが欲しい!
- さまざまな業種の良き仲間が欲しい!
- 著名な講師の講演を聴きたい!
- 地域社会に貢献したい!
- 福利厚生制度を充実させたい!



ひとつでも当てはまる経営者のみなさんには、

法人会へのご入会をお勧めします。

新入会員紹介コーナー



弊社は平成23年にコンピュータによるシステム開発、運用保守を行う会社として設立しました。

今、時代はどんどん変化しコロ

ナ禍による在宅勤務、オンライン受注、オンライン発注が普通になった今、中小企業だけでなく個人事業にとってもパソコンやインターネットは必須となっています。

専任のITスペシャリストがいる訳でもない。でもどうにかしなければいけない。もっと作業効率を高めたい。ホームページでアピールしたい。そんな中小企業を応援しております。

システム開発、セキュリティ対策、社内のインフラ構築、クラウドの利用、前任者が作ったシステムの改修など、困った事があればぜひご相談ください。

- 法人名 ピエス(株)
- 代表者 日詰 亨
- 住 所 東久留米市南沢 3-16-31
- TEL 042-427-4975
- FAX 042-449-3369
- 支 部 東久留米第1支部(正会員)



半年ほど前に前職のシステム開発会社を退職し、単身で立ち上げた、情報システムIT業の北村由衣です。

システム開発の現場経験と、応用情報技術者および日商簿記2級の知識を基に、皆様の各種業務とデジタル分野とを結ぶITの専門家です。

情報技術のチカラを皆様に実感いただけるように、日々の業務への導入から経営の視線までサポートいたします。

社員の業務のこんな作業を楽にできないかな、効率アップできないかな、といったキッカケからご相談にお応えいたします。

- 法人名 (同)北村由衣
- 代表者 北村 由衣
- 住 所 清瀬市野塩 5-331-10-101
- TEL 042-445-6000
- FAX 042-445-6000
- 支 部 清瀬支部(賛助会員)



カギ、ガラス、水道、電気、蜂駆除、草刈、給湯器、非常用電源の定期点検など幅広く、時間の融通の利くものから緊急を要するものまで365日対応しております。

清瀬市にコールセンターを置き全国にいるおよそ200以上の協力店様と共にトラブル解決をしております。

ハチ王と言う名前でYoutubeも多数公開中です!!

上記作業については全国にてご協力いただける協力店様も募集しております。是非お声がけください。

今回の登録を機会に是非ビジネスチャンスが作れる方と今後もお付き合いが出来たらと考える度法人会様にお世話になる事に致しました。

何卒よろしく願いたします。

株式会社クイックキャット
代表取締役 植松 優元

- 法人名 (株)クイックキャット
- 代表者 植松 優元
- 住 所 清瀬市元町 1-1-13-302
- TEL 042-427-7615
- FAX 042-427-7617
- 支 部 清瀬支部(正会員)



新入会員紹介

自 令和4年9月1日～至 令和4年10月31日に入会された会員

所属支部名	所在地	法人名	代表者氏名	業 種	電話番号
東村山第6支部	東村山市富士見町1-1-66-205	東洋療法ケアセンター 小川東洋鍼灸院	齊藤 俊文	鍼灸医療	042-393-4219
東久留米第1支部	東久留米市新川町1-4-23-110	ケーズエステート株式会社	吉田 健太郎	不動産業	042-420-1701

ひとひと

清瀬支部
株式会社 鈴木保険事務所
代表取締役

鈴木 晃 さん

昭和四十一年、先代の父親が清瀬市内で醬油の製造販売をするかたわら、縁あって住友海上火災(現三井住友海上火災)の代理店を開業いたしました。父母の頑張りとして、日本経済が大きく成長していく時代の波に乗り、業績を伸ばしていく事が出来ました。

私は昭和五十三年、二代目として一緒に仕事を始める事になりました。平成八年事務所兼自宅ビル完成、同十七年長男入社、同二十六年次男入社、同二十九年株式会社組織変更、同三十一年四月、本社より地域の中核代理店として、プロ新特級AA代理店の認定を受けました。

三井住友海上火災の代理店として、生命保険、損害保険全般の商品を扱っております。現在男性社員四名、女性社員五名の九人体制で業務を行っております。来年で開業五十七年を迎えます。保険の商品は目に見えない商品です。いざとい



う時に、お客様に迅速に保険金をお支払いする事が当社の使命と考えます。それぞれのお客様のニーズを考え、最適な商品を最適な保険料でご加入いただけますよう、社員全員日々研鑽を重ねております。

事故処理は最も大事な仕事です。今年二月、交通事故発生との連絡を受け、現場に急行したところ、警察官より先に到着して、物損事故の現場での対応を行いました。お客様にはとても喜ばれました。保険屋冥利に尽きる一件でした。

清瀬の地元で仕事をさせていただくからには、少しでも地域の皆様のお役に立てるようにとの父の教えに従い、仕事を始めて間もなく消防団に入団いたしました。現在は長男も消防団員として、頑張っております。清瀬青年会議所、清瀬市交通安全協会、東村山警察署協議会、ふれあい連絡協議会、東村山法人会、清瀬市体育協会、商店街復興組合等、様々な活動を通じて多くの人と出会いました。そして多くの事を学ぶ事が出来ました。何よりの財産だと思います。

私が今、一番力を注いでいるのが剣道の普及です。

私は剣道七段。今年の四月より清瀬市剣道連盟の会長を務めております。土曜日の夕方からの小中学生の指導、日曜日は朝七時より、大人中心で厳しくも楽しく稽古しております。

コロナ、戦争と暗いニュースが多い中、剣道の稽古を通じて、困難に立ち向かう勇氣、相手を思いやる心、行動力を持った青少年を、一人でも多く育てる事が、とても大切だと考えます。

私は現在六十七歳。五十四年もの間元気で剣道が続ける事が出来、本當有り難く幸せに思います。これからも体の動く限り、仕事に剣道に地域の活動にと力を入れていきたいと思っております。

代理店内
株式会社 鈴木保険事務所
代表取締役 鈴木 晃

安心・信頼・いい暮らしをモットーに、お客様と感謝しあえる信頼関係を創り、お客様の安心と夢に貢献し、お客様のより良い暮らしのお手伝いをさせていただきます。

所：〒204-0021 東京都清瀬市元町1-7-23
営業時間：平日8:30~19:00 / 土曜8:30~12:00
定休日：日曜・祝祭日
電話番号：042-491-5358
FAX番号：042-492-4964
メールアドレス：info@ii-hoken.com
ホームページ：http://ii-hoken.com/
取扱保険会社：三井住友海上火災保険株式会社
三井住友海上あいおい生命保険株式会社



納税表彰 表彰者等紹介 (敬称略)

令和4年度東村山税務署納税表彰式が11月15日(火)ルネこだいらにおいて開催され、国税に対する貢献者として東村山法人会から6名の方が署長表彰、7名の方が署長感謝状を受表彰されました。表彰式には各市市長を始め大勢の来賓や法人会の役員等も参加して、表彰者の功績を讃えられました。

○東村山税務署長表彰納税表彰表彰者紹介

◆税務署長表彰者(五十音順)

- 今井啓介 (小平市・理事)
- 當麻武勇 (東村山市・理事)
- 徳田賢一 (東久留米市・理事)
- 戸塚新一 (西東京市・理事)
- 中村勝宏 (清瀬市・常任理事)
- 西川徹夫 (東久留米市・理事)

◆税務署長感謝状表彰者(五十音順)

- 大野 初 (東村山市・理事)
- 櫻井 武 (東村山市・総務委員)
- 田中靖人 (清瀬市・理事)
- 千葉清久 (小平市・広報副委員長)
- 中澤 昌 (東村山市・理事)
- 皆川孝広 (清瀬市・組織厚生副委員長)
- 南端常雄 (東久留米市・事業研修委員)



受表彰者と法人会役員及び税務署幹部の方々

○東京国税局長表彰表彰者

高橋博文 (東久留米市・副会長)

○東京都主税局長表彰表彰者

白石隆義 (東村山市・副会長)

○東京都立川都税事務所感謝状表彰者

小川隆雄 (小平市・副会長)

○令和4年度 東法連福利厚生制度マイスター認定者

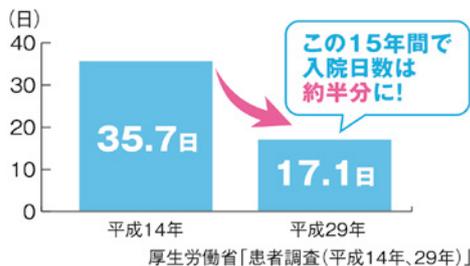
東京法人会連合会は、福利厚生制度推進策の一環として、受託会社推進委員及び代理店担当者に対する「東法連福利厚生制度マイスター」制度を創設しており、今般令和4年度の推進成績が優秀であった84名の方を令和4年度マイスターに認定しました。東村山法人会の関係者として、大同生命保険(株)東村山営業所の大久保順子氏がマイスターに認定されました。



大同生命保険(株)
大久保順子氏

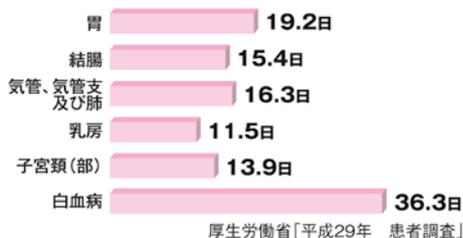
入院日数の短縮化

■がん(悪性新生物)の平均在院日数の推移



がん患者の平均在院日数

■退院患者平均在院日数



<引受保険会社>



アフラック 東京第一支社
〒163-0456 新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル22F
お問い合わせ・各種お手続き コールセンター 0120-5555-95

報告

会員増強決起大会 実施報告

各ブロック、清瀬支部において新入会員獲得に向け会員増強決起大会を行い、気分を盛り上げました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の為、検温・消毒・マスク着用、三密対策等を図りながら行い、会組織基盤の充実の為に認識を統一しました。



東村山ブロック
11月11日(金)
東村山法人会館

小平ブロック
12月2日(金)
一龍

西東京ブロック
11月25日(金)
戸イチョウホール

東久留米ブロック
11月1日(火)
東久留米自動車教習所

清瀬支部
10月20日(木)
かえで
楓

報告

国内研修実施報告

令和4年10月6日(木)から2泊3日の行程で、令和4年度国内研修事業を行いました。紺野事業研修委員長以下14名が東日本大震災から11年を迎えた東北地方の施設等を研修しました。

初日は、先ず杜の都の象徴である「青葉城」を訪れました。残念ながら、今年3月の地震により「伊達政宗公像」は修理中で拝観できませんでしたが、仙台市内を一望するとともに、VR技術により再現された本丸等を研修し、当時を偲びました。

2日目は、東日本大震災により被害を受け、移転した「フカヒレ工場(石渡商店)」を訪ね、再開に向けた苦労や努力、フカヒレの魅力・商品についての説明を受けました。その後、「東日本大震災伝承館・奇跡の1本松」を研修し、津波の恐ろしさや命を守るための行動を再認識した後に、三陸鉄道1両を貸切り、あまちゃんの世界に浸りました。

3日目は、「猊鼻溪の舟下り」で船頭さんの舟歌に酔い、「せきのいち酒造」で美味しいお酒と人気の地ビールに酔い、買い物を楽しみました。

3日間で約1600kmに及ぶバスの旅でしたが、東日本大震災から復興中の東北地方の一部を研修するとともに、参加した会員間の交流・懇親を深めることができた有意義な国内研修となりました。



再建されたフカヒレ工場の研修状況

報告

女性部交流会実施報告

11月2日(水)、2年振りとなる女性部会交流会が行われました。本年度の交流会は、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種3回の証明や、直前のPCR検査等での陰性証明をご提示をいただくとともに、検温や消毒等に留意して実施いたしました。

最初に日本資本主義の父である渋沢栄一翁の記念館にてアンドロイド講義を拝聴いたしました。館内の資料、展示物も充実しており大変勉強になりました。

続いて、とうふ料理松邑にて美味しいランチで優雅な時間を過ごした後、かみつけの里博物館にて古墳群を見学いたしました。古墳に登ると榛名山が一望でき、この景色を古代人も見ていたのかなと思いを馳せました。

女性部会として久々に顔を合わせることができ、とても有意義な交流会となりました。



報告

東村山第1支部

研修会実施報告

令和4年11月10日(木)午後6時から東村山法人会3階の会議室にて、今年度入会頂きました司法書士の坂本彰太郎先生による『私たちの身近な法律問題—成年後見制度の実際』と題した研修会を開催いたしました。社会福祉法人村山苑様 他12社20名の参加を頂きました。誠に有難う御座いました。現在の高齢化社会において成年後見制度とはどんな制度なのかを理解し、活用を考える参考にして頂ければと思います。

本来ならば研修後の懇親会において交流を深めたいところではありましたが、コロナの勢いが増してきている中

なので、名刺交換を行い参加者の皆様には、お茶菓子をお配りし閉会としました。今後も高齢化社会の進行に伴い法律や制度が改正され、私たちの生活に変化が生じてきます。

会員の皆様に、社会の変化に対応出来る様な情報を提供し、専門家との繋がりを持ち、気軽に相談できるようなコミュニティを作りたいと思っていますので、今後ともご協力の程よろしくお願いたします。 支部長 中澤 昌



講師 坂本先生



研修状況

報告

東村山第3支部

研修会実施報告

快晴の天気の中、3年ぶりの研修旅行を執り行いました。

東村山駅を出発し、奥武蔵の名栗にあります「白雲山鳥居観音」へ埼玉百選に選ばれた、東京ドーム6.5個分の広大な敷地では、紅葉の真っ盛りの中、玄奘三蔵塔で霊骨をお参りし、敷地内でひと際目立つ、救世大観音にて記念撮影を致しました。その後は、有馬ダムへ立ち寄り、遅めの昼食を三六別館竹亭にて行い、親睦を深めました。

コロナ禍で心配ではありましたが、会員の交流が図れて、有意義な機会となりました。

記 中條基成



玄奘三蔵塔



救世大観音にて記念撮影

報告

西東京第1支部

研修会実施報告

スポーツの秋、食欲の秋をテーマに

令和4年11月15日～16日、約2年ぶりに西東京第1支部の研修旅行が行われました。早朝JA田無前のスタート時には雨足が強かったものの、目的地の伊香保温泉付近のしぶかわカントリークラブに到着した頃には霧雨で気にならない程度。紅葉の中で和気あいあいゴルフを楽しみました。

翌日の天候は一転して快晴。午前中に榛名湖畔に向かいロープウェイに乗り山頂へ。残念ながら富士山は霞の中に姿を隠していたものの、関東平野を一望し清々しい思いを胸にしつつ「神々の棲む社」榛名神社へ参拝に向かいました。年輪を重ねた

杉の木と巨石に囲まれる参道を抜け約20分で本殿に到着。創建後約1,400年の歴史のロマンを感じつつ、神様からご利益をいただきました。

その後はご当地名物、こしが強い麺で胡麻だれにつけて食べる冷製の水沢うどんを堪能し、甘楽町のこんにやくパークで製造現場を見学、藤岡市の道の駅を経由して西東京市に戻ってまいりました。盛りだくさんの研修内容で、第1支部会員の皆様の交流が深まり、充実した旅行になりました。

記 広報委員 富永雄二



榛名神社

報告

清瀬支部

研修会実施報告

清瀬支部は令和4年11月20日(日)・21日(月)の2日間で内野清瀬支部長を代表とした合計18名が参加した研修旅行を実施しました。1日目は清瀬を午前7時半にバスで出発し、車中でインボイス制度などの税務研修を行った後、諏訪大社を参拝し諏訪湖で昼食。その後、木曾奈良井宿を散策し、早太郎温泉二人静香で宴会宿泊し、会員同士の親睦を深めました。

2日目は養命酒工場を見学した後、光前寺を参拝・昼食をとり、かんでんぱなどお土産物等を買った後、車中でビンゴゲーム大会を行いながら、清瀬へと全員無事に帰ることが出来ました。ご参加されました皆様、楽しい旅行をどうもありがとうございました。

記 副支部長 狩野徹



車中研修



養命酒工場にて



50周年記念スローガン募集について

公益社団法人東村山法人会は令和5年に創立50周年を迎えます。各種の記念事業を開催するにあたり、会員の参画意欲向上を目指すと共に、地域での永年活動ができたことへの感謝や、今後の活動に向けた注重点等を明確にするためのスローガンを広く募集をします。是非、相応しいスローガンをご提供ください。

【募集期間】 令和4年12月～令和5年1月末

【応募資格】 東村山法人会の会員であること

【応募方法】 右記QRコードにてご応募ください。

メール・ファックスにて応募される場合は、法人名、氏名、連絡先電話番号、住所を必ず記載ください。なお、ファックス等で提出をご希望の方は事務局に申し出ください。



QRコード

【選考等】 総務委員会及び、理事会で選考を行います。

ご応募いただいた方の中から抽選によりお礼を差し上げます。

【応募先】 公益社団法人東村山法人会 事務局

TEL 042-394-7654 FAX 042-392-3820

〈Mail〉

info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

2月生活習慣病健診案内

法人会会員は特別価格で検査できます。

日にち	会 場	
令和5年2月13日(月)	東久留米スポーツセンター	東久留米市大門町2-14-37
令和5年2月14日(火)	東久留米スポーツセンター	//
令和5年2月22日(水)	保谷こもれびホール	西東京市中町1-5-1
令和5年2月24日(金)	東大和市民会館(ハミングホール)	東大和市向原6-1

※全会場受付開始時間9時30分

■詳しくは、12月中旬に(一財)全日本労働福祉協会より東村山法人会会員各社にご案内を郵送致します。ご不明な点は東村山法人会事務局にご連絡下さい。☎042-394-7654



パパイアと スペアリブのスープ

東久留米第1支部 野島 貞夫 さん



材 料

- ・青パパイヤ……500g
- ・スペアリブ……500g
- ・落花生……50g
- ・ナツメ……3個
- ・ショウガ……6切(下準備に3切れ)
- ・長ネギ……1本(下準備に半本)
- ・塩……少々
- ・コショウ……少々
- ・酒……大さじ1

下準備

- スペアリブ: 沸騰させた鍋に、酒大さじ1杯、ショウガ3切れ、長ネギ半本とスペアリブ入れて10分を茹でる。スペアリブを取り出し流水で洗い水を切る。(鍋に残ったゆで汁などは捨てる。)
- 青パパイヤの種を取り、皮を剥いて、一口サイズに切る。
- ナツメと落花生を洗い、ネギとショウガを切る。
- ★ ナツメはなしでも可。
- ★ 落花生がなければ大豆でも可。(4倍の水量に3時間つけておく)



作り方

- ① 青パパイヤ以外の材料を全部鍋に入れて2000ccの水を加えて20分煮込む。
- ② 青パパイヤと塩コショウを入れて、さらに10分を煮込み、青パパイヤの色が透明になったら、出来上がり。



法人会行事のご案内

令和4年11月30日現在

月日(曜日)	時間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時間	説明会・研修会・会議等	場 所
1/10(火)	13:00	決算法人説明会	法 人 会 館	2/ 7(火)	13:00	決算法人説明会	//
1/11(水)	13:00	労務経営相談会	//	2/ 8(水)	13:00	労務経営相談会	法 人 会 館
1/16(月)	14:00	青年部会第9回役員会	ホテルエミシア東京立川	2/ 9(木)	9:30/14:00	インボイス説明会	//
//	15:30	新春講演会/賀詞交歓会	//	2/13(月)		生活習慣予防健診	東久留米スポーツセンター
//		新入会員紹介行事	//	2/14(火)		生活習慣予防健診	//
1/17(火)	14:00	個別融資相談会	法 人 会 館	//	15:00	第9回税務教室	法 人 会 館
//	//	第8回税務教室	//	2/15(水)	13:00	国土工営事業承継個別相談会	//
1/18(水)	13:00	国土工営事業承継個別相談会	//	2/21(火)	14:00	個別融資相談会	//
1/19(木)	9:30/14:00	インボイス説明会	//	2/22(水)		生活習慣予防健診	保谷こもれびホール
1/25(水)	13:00	新設法人説明会	//	//	9:30/14:00	インボイス説明会	法 人 会 館
1/26(木)	9:30/14:00	インボイス説明会	//	2/24(金)		生活習慣予防健診	東大和ヒミングホール

※新型コロナウイルス感染拡大状況によっては変更となる場合があります。詳細は東村山法人会事務局(☎042-394-7654)にお問い合わせ下さい。

募集

あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事を募集します!

本誌の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。

写真は、地域の話題のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。

趣味や日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。
採用された写真または投稿を掲載させていただきます。
なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規程

写真 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG、TIFF 推奨)
記事(文書) 200～400字程度 原稿用紙でもワードでも可

東村山法人会事務局 広報担当宛て 〒189-0014 東村山市本町1-23-6
TEL042-394-7654 e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp



掲載時期について

当会会報誌は偶数月の20日(年6回)に発行しています。ご応募いただきました記事や写真は時期や季節に応じ、掲載号を決定させていただきますので、いつでもご応募下さい。



表紙の写真や記事が採用となった方には
法人会の図書カードをプレゼントします。
どしどしご応募下さい。



東村山法人会HP QRコード

スマートフォン等で読み取りしてください。



公益社団法人東村山法人会報 [284号] 令和4年12月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp
制作：株式会社 国栄

禁
無
断
転
載